**長狭認定こども園　重要事項説明書**

**１．施設の目的及び運営の方針**

**（１）運営主体（事業者の概要）**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の名称 | 　鴨川市 |
| 事業者の所在地 | 　鴨川市横渚1450番地 |
| 事業者の連絡先 | 　04－7092－1111 |
| 代表者氏名 | 　鴨川市長　長谷川　孝夫 |

**（２）施設の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 幼保連携型認定こども園 |
| 名称 | 　鴨川市立長狭認定こども園 |
| 所在地 | 　鴨川市松尾寺４１７番地 |
| 連絡先 | 　電話：０４－７０９７－１５０２　FAX：０４－７０９７－１５０２ |
| 施設長氏名 | 　髙橋　由美子 |
| 開設年月日 | 　平成３１年４月１日 |
| 利用定員 | 年齢区分 | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 | 合計 |
| １号 | ― 人 | ― 人 | ― 人 | １０人 | １０人 | １０人 | ３０人 |
| ２号・３号 | ６人 | １２人 | １２人 | １５人 | １５人 | １５人 | ７５人 |
| 合計 | ６人 | １２人 | １２人 | ２５人 | ２５人 | ２５人 | 105人 |

**（３）施設の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 敷地 | 敷地全体 | ３，０６２.００㎡ |
| 園庭 | １，１２２.００㎡ |
| 園舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート造　３階建て |
| 延べ | １，４０９.２８㎡ |

**（４）主な設備の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備 | 部屋数 | 備考 |
| 乳児室 | １　室 | 　ひよこ組：０歳児クラス |
| ほふく室 | １　室 | 　りす組：１歳児クラス |
| 保育室 | ４　室 | （うさぎ組：２歳児クラス、すみれ組：３歳児クラス、ばら組：４歳児クラス、ゆり組５歳児クラス） |
| 遊戯室、ホール | １　室 |  |
| 調理室 | １　室 |  |
| 　プレイルーム | １　室 | 　時間外対応保育室として使用 |
| 　事務室 | １　室 | 　医務室を含む |

**（５）職員体制（**令和６**年**４**月**１**日　現在）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
| （園長） | １　人 | １　人 | 　人 |  |
| （副園長） | 　　人 | 　人 | 　人 |  |
| （主任保育教諭） | ２　人 | ２　人 | 　人 |  |
| （保育教諭） | ９　 人 | ６　人 | ３　人 |  |
| （教育補助員） | １　人 | 　人 | １　人 |  |
| （調理員） | ２　人 | １　人 | １　人 |  |
| （用務員） | １　人 | 　人 | １　人 |  |
| 　 | 　人 | 人 | 　人 |  |
|  |  |  |  |  |

**（６）利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日**

**【１号認定子ども（教育標準時間認定）】**

|  |  |
| --- | --- |
| 提供する曜日 | 月曜日から金曜日まで |
| 保育時間 | 教育標準時間 | ９時００分～１４時００分（５時間） |
| 一時預かり | 保育時間 | 朝：　７時３０分～　８時３０分 |
| 夕：１４時００分～１８時３０分 |
| 土曜：７時３０分～１３時００分 |
| 休業日 | 日曜日・土曜日・祝日・県民の日 |
| 年末・年始（１２月２９日～１月３日） |
| 夏季（７月２１日～８月３１日） |
| 冬季（１２月２４日～１月６日） |
| 学年末・学年始休業日（３月２５日～４月４日） |

**【２号・３号認定子ども（保育認定）】**

|  |  |
| --- | --- |
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで |
| 保育時間 | 保育標準時間 | ７時３０分～１８時３０分（１１時間） |
| 保育短時間 | ８時００分～１６時００分（８時間） |
| 延長保育 | 保育標準時間 |  |
| 保育短時間 | ７時３０分～　８時００分　１６時００分～１８時３０分 |
| 開所時間 | 月～金曜日 | ７時３０分～１８時３０分 |
| 土曜日 | 　　７時３０分～１３時００分 |
| 休業日 | 日曜日・祝日 |
| 年末年始（１２月２９日～１月３日） |

**（７）利用料等**

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者負担（月額保育料） | 利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料） |
| 実費徴収 | 給食費 | １月あたり | ５，５００円 |
| １食あたり | ２７５円 |
|
| 絵本代 |  | ４００円前後 |
| その他 | １号認定子どもの一時預かりに係る費用 | 月合計利用時間１時間あたり | １００円 |
| １号認定子どもの長期休業中一時預かりに係る給食費 | １食あたり | ３５０円 |
| ２号・３号認定子どもの延長保育に係る費用 | 月合計利用時間１時間あたり | １００円 |

**（８）支払方法**

|  |
| --- |
| ・保育料と給食費は、原則、口座振替をお願いします。・振替日は月末です。ただし、１２月は２５日が振替日です。※月末や１２月２５日が休日等の場合は、翌営業日の振替となります。・一時預かり利用料、延長保育料、絵本代等実費徴収に係る費用は現金での納付となります。 |

**（９）提供する特定教育・保育の内容**

|  |
| --- |
| 子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用する子どもの心身の状況等に応じて特定教育・保育を提供します認定こども園は、子どもの成長と発達段階に応じたカリキュラムのもと、人間として生きるための基礎となる力を身につけ、自己を形成していく場です。・０歳児から５歳児の子ども達が自然の中で、友達や保育教諭と一緒に遊びを通して、学びや経験を重ねていきます。本園の保育・教育目標の「明るくやさしい子」「なかよく元気に遊べる子」「たくましく伸びる子」をもとに保育及び教育を計画します。☆「遊び」を大切にした保育をします☆　こども園の生活は「遊び」中心の活動です。この時期に思い切り遊ぶことが、これから　　の生活に役立ち、「遊び」の中から多くのことを学んでいきます。☆生活のきまりや遊びのルールを守る大切さを育てます☆　保育教諭や友達とかかわり、いろいろな体験をする中で、基本的な生活習慣や集団生活　の仕方を身につけていきます。☆社会性、主体性を育てます☆　友達と協力して遊びを行う時、友達に働きかけていくような体験も含めて自分と友達　のかかわりがより確かに育っていきます。☆いろいろな体験を通して心豊かな子どもを育てます☆　園生活での仲間、小学校との交流、地域の方々とのかかわりを通して、いろいろなものや出来事との出会い、そこから多くのものを感じ取っていくような環境づくりをしていきます《その他》＊自園給食になります。・食物アレルギーがあるお子様には、個別に対応します。（個別献立表を作成・提供）・1歳未満の乳児には、離乳食の提供をしています。 |

**（１０）年間行事予定**

|  |  |
| --- | --- |
| 月 | 行事内容 |
| （４月） | 始業式・入園式･学級懇談会・聴力、視力検査・午睡開始 |
| （５月） | こどもの日の集い・内科検診、歯科検診・いも苗・夏野菜植え・いちご狩り・フッ素うがい指導・尿検査・むし歯予防教室 |
| （６月） | むし歯予防デーの集い・ことばの検査（年長児）・眼科検診・耳鼻科検診市内合同避難訓練・園外保育（酪農の里） |
| （７月） | 七夕会・引き渡し避難訓練・親子お楽しみ会･水あそび、プール指導（年長児）・終業式・学級懇談会（3,4,5歳児）家庭教育学級・個人面談（3,4,5歳児） |
| （８月） | 水あそび |
| （９月） | 始業式 |
| （１０月） | ミニ運動会・芋掘り・内科検診・ハロウイーンパーティー修園遠足（年長児） |
| （１１月） | 就学時健康診断（年長児）マラソン大会（3,4,5歳児）・七五三お詣り　・一年生との交流（年長児） |
| （１２月） | 発表会・交通安全教室・クリスマス会・終業式・学級懇談会家庭教育学級 |
| （１月） | 始業式・お正月遊び・こままわし大会（3,4,5歳児）修了製作（陶芸教室）新入園児面談・一年生との交流（年長児） |
| （２月） | 豆まき・おわかれ遠足・体験入学（年長児）・まちこみメールによる伝達訓練・交通安全教室 |
| （３月） | ひなまつり会・終了証書授与式・終了式・学級懇談会 |

**○その他の行事等（身体計測・誕生会・避難訓練は毎月行います）は園だより等で**

**お知らせいたします。また都合により、変更になる場合があります。**

**（１１）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項**

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者の内定 | 【１号認定子ども】* 施設の管理者が定めた選考方法による

【２号・３号認定子ども】* 市が行う利用調整による
 |
| 退園理由 | * １号・２号・３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）
* 保護者から退園の申出があったとき
* 利用継続が不可能であると市が認めたとき
* その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
 |
| 利用に当たっての留意事項 | ○登園・降園は、保護者の方の付き添いが必要です。お迎えに　来る方や時間の変更があった場合は園に連絡をしてください。（必ず、保育室で職員に引き渡しをしてください）・欠席する場合は理由を添えて９時頃までに連絡をしてください。○車での送迎の際は、園内の駐車場に駐車してください。駐車場に限りがあるため、送迎後は速やかに移動をお願いします。長時間の駐車はしないようご協力をお願いします。○保育中の病気について・３７．５度以上の発熱、また、嘔吐、下痢、顔色が悪い、ぐったりしている等の症状がある場合は連絡をさせていただきます。お子さんの状態によってお迎えをお願いします。　○薬については、原則としお預かりすることはできません。○予防接種後は家庭保育をお願いいたします。 |

**（１２）学校医**

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | （名称）　鴨川市立国保病院 |
| 学校医名 | （氏名）　小橋　孝介 |
| 所在地 | （所在地）鴨川市宮山２３３番地 |
| 電話番号 | （電話番号）０４－７０９７－１２２１ |

**（１３）学校歯科医**

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | （名称）中嶋歯科医院 |
| 学校歯科医名 | （氏名）中嶋　正良 |
| 所在地 | （所在地）鴨川市前原２４２番地 |
| 電話番号 | （電話番号）０４－７０９２－５５１１ |

**（１４）緊急時における対応方法**

|  |
| --- |
| 特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 |

【管轄する消防署】

|  |  |
| --- | --- |
| 消防署名 | 鴨川消防署 |
| 所在地 | 鴨川市横渚１３９３番地 |
| 電話番号 | ０４－７０９３－２１３１ |

【管轄する警察署】

|  |  |
| --- | --- |
| 警察署名 | 鴨川警察署 |
| 所在地 | 鴨川市横渚１４６５番地 |
| 電話番号 | ０４－７０９２－０１１０ |

**（１５）非常災害対策**

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者 | 　主任保育教諭　唐鎌　朋子 |
| 消防計画届出年月日 | 　令和５年５月９日 |
| 避難訓練 | 　地震・火災（消火）・津波等の災害・不審者対応等、その他の危険発生を想定した訓練を月１回実施します。 |
| 防災設備 | 消火器、誘導灯、自動火災報知器・防火扉等を備えています。 |
| 避難場所 | 旧吉尾小学校校庭及び、園庭 |
| 緊急時の連絡手段 | 電話、マチコミメール、ホームページでの情報提供　等 |

**（１６）相談・要望・苦情窓口**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談・苦情受付担当者 | （氏名）唐鎌　朋子 | （職名）主任保育教諭 |
| 相談・苦情解決責任者 | （氏名）髙橋　由美子 | （職名）園長 |

【要望・苦情等への対応方法】

|  |
| --- |
| 要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。 |

**（１７）賠償責任保険の加入状況**

独立行政法人　日本スポーツ振興センターの保険に加入しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 災害の範囲 | 給付金額 |
| 医療費（負傷・疾病） | ・原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療（健康保険等の医療保険対象のもの）に要する費用の額が500点（5,000円）以上のもの・けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる | ・医療保険診療の医療費総額の4　割（そのうち1割の付加給付）　の額【乳幼児医療助成により自己負担額が無い場合は1割の付加給付分のみ】・高額療養費の対象となる場合は　自己負担額に1割の付加給付分を加算した額 |
| 障害見舞金 | 上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合（その程度により第１級から第14級に区分される） | 4,000万円～88万円（通園中の災害の場合、2,000万円～44万円） |
| 死亡見舞金 | 園の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡 | 3,000万円(通園中災害の場合、1,500万円） |
| 運動などの行為に起因する突然死 | 3,000万円(通園中災害の場合、1,500万円） |
| 運動などの行為と関連のない突然死（乳幼児突然死症候群など） | 1,500万円（通園中災害の場合も同額） |

**（１８）個人情報の取り扱い**

|  |
| --- |
| （個人情報の取り扱い方法）特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。 |

**（１９）その他保護者に説明すべき事項**

|  |
| --- |
| ○令和3年度より、使用したおむつを園で処理しますので、おむつを使用している方は鴨川市指定ごみ袋「燃やせるごみ用４５ℓ」を１袋（１０枚入）をお持ちください。なお、お預かりしたごみ袋につきましては返却しませんのでご了承ください。○内科健診については、園で受診できなかった場合、個人で受診していただきますので　ご了承ください。○子育て支援事業（子育て支援室）を行っています。・在宅で子育てをしている家庭を対象に遊んだり、子育てに関する相談や情報交換をする場を提供します。○バス通園利用について・長狭認定こども園に在籍する４歳児、５歳児（１号認定に限る）の対象児になります。・路線バスを利用し、園の職員が乗車します。・通園バス乗車申請書を提出をしていただき、決定します。・運行日は、長期休業日を除く登園日になります。　＊以下の場合は、園までの送迎をお願いする場合があります。（園行事　・感染症流行時　・悪天候時　など） |